

(別添)

JFEスチール(株)JFE千葉西発電所更新・移設計画 環境影響評価準備書に対する勧告について

平成23年9月27日
経済産業省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、JFEスチール(株)JFE千葉西発電所更新・移設計画環境影響評価準備書について、JFEスチール(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 千葉県千葉市中央区
- ・原動力の種類 : ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)
- ・出力 : 4号機(新設):25万kW
5号機(移設):15.3万kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成20年 9月11日
住民等意見の概要受理	平成20年11月10日
千葉県知事意見受理	平成20年 2月 2日
経済産業大臣勧告	平成21年 3月 6日
環境影響評価準備書受理	平成23年 1月13日
住民等意見の概要受理	平成23年 3月14日
千葉県知事意見受理	平成23年 7月11日
環境大臣意見受理	平成23年 8月29日

問合せ先:電力安全課 吉田、橘
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

【JFEスチール(株)JFE千葉西発電所更新・移設計画に対する勧告内容】

1. 温室効果ガス

本事業により、発電効率のより高い発電設備が導入され、二酸化炭素排出原単位が改善するとともに、東日本製鉄所(千葉地区)全体の二酸化炭素排出量が削減されることとなるが、二酸化炭素の排出削減については最大限の努力を要することから、以下の措置を講ずることにより、東日本製鉄所(千葉地区)全体での二酸化炭素排出量の更なる低減を行うこと。

- (1) 本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すとともに、本発電所の発電設備について、発電効率がより高い発電設備から優先的に利用するなど、既設のものを含め発電所全体の発電効率が最大限となる運用を図るとともに、発電所全体として最大限の二酸化炭素排出削減効果が得られるよう維持管理すること。
- (2) 移設する発電設備に係る機器取外し及び据付け工事の工程の更なる短縮等、工事中に燃焼放散される副生ガスの有効活用策を検討するとともに、東日本製鉄所(千葉地区)全体での省エネルギー(節電、電力需要設備の高効率化を含む。)による使用電力及び都市ガス使用量の削減を図るとともに、再生可能エネルギーの導入及び今後の技術革新を推進することにより、東日本製鉄所(千葉地区)全体での二酸化炭素排出量をできる限り削減すること。
- (3) 建設段階における二酸化炭素排出削減のため、本事業の施工者に対して、低燃費型建設機械やLED照明の使用等の省エネルギー対策の推進及び混合セメントの利用等の非エネルギー起源二酸化炭素排出削減対策の実施に努めるよう求めること。
- (4) 新たに2013年以降の温室効果ガス削減枠組みが整備された場合には、これを踏まえて二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

2. 大気質

対象事業実施区域周辺は、事業者を含む製鉄所及び発電出力の大きい発電所が存在するとともに、大気汚染防止法に定められる硫黄酸化物の総量規制基準の適用地域に指定されていることから、大気汚染物質排出量の少ない発電設備の優先稼働、排煙脱硝装置等の維持管理の徹底等の大気汚染物質排出削減対策を図ること。

また、定期点検予備機である2号機発電設備を運用する場合には、大気汚染物質排出削減対策について最大限の配慮を行うこと。

3. 水質

対象事業実施区域周辺の前面海域は、水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素及びりん含有量に係る総量削減の指定水域となっていることから、本発電所からの排水については、更なる水質保全対策を検討し、これらの物質の排出による環境負荷量をできる限り軽減すること。

4. 動物

対象事業実施区域周辺において、コアジサシの飛来及び繁殖が確認されていることから、対象事業実施区域内でコアジサシの繁殖が確認された場合は、専門家の助言に基づき、その生息及び繁殖に十分配慮すること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。